

○経済産業省告示第二十六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、石油精製業の事業適応の実施に関する指針（令和三年経済産業省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正し、同法第二十一条の第二十五項の規定に基づき公表する。

令和七年三月二十五日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 基本認識 （略） イ 産業構造 石油精製業は、石油の上流（開発）・中流（精製）・下流（流通）のうち、主に中流（精	一 基本認識 （略） イ 産業構造 石油精製業は、石油の上流（開発）・中流（精製）・下流（流通）のうち、主に中流（精

製）機能を担い、中東などの産油国から原油を調達し、製油所において原油からガソリン・軽油などの石油製品に精製することを通じて、石油の国内安定供給の中心的な役割を果たしている。現在存在している国内製油所の多くは、戦後の高度成長期に運転を開始し、臨海部の石油コンビナートの中核に立地している。国内石油需要の減少や規制緩和が進む中、業界再編が進み、現在では五社（グループ）に集約されている。

石油のエネルギー源としての重要性に鑑み、国内の石油の安定供給を確保するため、引き続き

製）機能を担い、中東などの産油国から原油を調達し、製油所において原油からガソリン・軽油などの石油製品に精製することを通じて、石油の国内安定供給の中心的な役割を果たしている。現在存在している二十一の国内製油所（約三百五十万BPD）の多くは、戦後の高度成長期に運転を開始し、臨海部の石油コンビナートの中核に立地している。国内の石油精製業は過去十五社以上存在していたが、国内石油需要の減少や規制緩和が進む中、業界再編が進み、現在では五社（グループ）に集約され、上位三社で国内市場シェアの九割以上を占めている。現在、約二万人の雇用を支えている。

き、国内の石油精製業の経営基盤の維持・強化が重要である。

ロ 石油精製業を取り巻く環境について

世界的に気候変動対策の動きが加速していく中、我が国においても二千二十年十月に「二千五十年カーボンニュートラル」が宣言された。

石油のエネルギー源としての重要性に鑑み、国内の石油の安定供給を確保するため、引き続き、国内の石油精製業の経営基盤の維持・強化が重要である。

ロ 市場環境

人口減少や自動車の燃費性能の向上等により、国内の石油需要は千九百九十九年をピークに減少傾向にある。こうした中、石油精製業は、企業再編や製油所の統廃合などを進め、事業基盤の強化を図ってきた。令和三年四月に示された石油需要見通しにおいて、石油製品全体で二千二十二年度以降、年率一〜二％程度の減少を見込んでいる。その結果、二千二十五年時

今後、自動車の電動化など、脱炭素化の流れがますます加速し、国内の石油需要の減少も更に加速することが見込まれる中、石油精製業は、エネルギー供給企業として、カーボンニュートラルへの移行に伴う新たな燃料供給ニーズをチャンスとして捉え、例えば、持続可能な航空燃料（S A F、S u s t a i n a b l e A v i a t i o n F u e l）、水素や合成燃料等の新たな燃料ニーズにも対応した燃料供給体

点では二千二十一年比で五・七％程度、石油製品の国内需要が減少する見通しとなっており、こうした燃料需要の減少傾向は燃費向上等に伴い、それ以降も続く見通しとなっている。

国外の石油製品の事業環境もますます厳しくなっている。B P 統計によると、二千十年の世界の石油精製能力は合計九千三百二十三万B P Dだったが、二千十九年には合計一万百三十四万B P Dと約一・一倍拡大している。特に、中国やインド、中東地域の石油精製能力が拡大している。これらの地域では石油需要も増加傾向にあるが、供給能力はそれを上回る拡大であり、これらの国々から国際市場に石油製品が供

制を構築するといった事業基盤の再構築を進めていくことが求められる。こうした構造転換を進めていくことは、国内の石油需要が減少していく中でも、引き続き、重要なエネルギー源である石油の安定供給を確保することにも繋がる。

（削る）

給される状況の中、我が国の石油精製業にとって、国際市場への輸出環境が厳しくなっている。

我が国の石油精製業は、こうした状況下でも競争力を確保するため、一層の高効率・高付加価値化が重要である。

ハ その他外部環境の状況

（１）自然災害等の頻発化

石油精製業においては、東日本大震災で製油所等が被災し長期にわたり生産・出荷能力が低下した経験や、二千十八年北海道胆振東部地震による停電で一時的に出荷能力が低下した経験等を踏まえ、これまで製

油所や油槽所における地震・津波対策や非常用発電設備の増強を進めてきた。

近年では、大型台風を始めとする特別警報級の大雨・高潮等の頻発化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった新たな脅威が顕在化している。こうした状況下においても、石油製品の安定供給を継続することが求められることから、今後、製油所の大雨・高潮対策や感染症対策にも取り組むことが重要である。

(2) カーボンニュートラルへの移行に伴う構造変化

二千五十年カーボンニュートラルに向けて、今後、自動車の電動化など、脱炭素化の流れがますます加速し、国内の石油需要の減少も更に加速することが見込まれる。こうした中にあっても、石油精製業は、エネルギー供給企業として、カーボンニュートラルへの移行に伴う新たな燃料供給ニーズをチャンスとして捉え、例えば水素や合成燃料等の新たな燃料ニーズにも対応した燃料供給体制を構築するといった事業基盤の再構築を進めていくことが求められる。

また、製油所における更なる省エネ化（高効率化）に取り組むとともに、脱炭素燃料

二 指針策定の必要性

前述のとおり、カーボンニュートラルといった大きな環境変化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大やロシア・ウクライナ侵攻を契機に、サプライチェーンの強靱化に向けた取組も急務となっている。特に、カーボンニュートラルに向けた対応は、先進国を中心に、その動きが加速化してお

二 指針策定の必要性

を活用するなどして、製油所のグリーン化に一層取り組むことが重要である。こうした構造転換を進めていくことは、国内の石油需要が減少していく中でも、引き続き、重要なエネルギー源である石油の安定供給を確保することにもつながる。

前述のとおり、我が国の石油精製業において、石油の国内需要の減少や国際競争の激化、新型コロナウイルス感染症、カーボンニュートラル移行に伴う石油需要の更なる減少など、事業環境が極めて大きく変化している。石油のエネルギー源としての重要性に鑑み、引き続き、国内の石油の安

り、そのような状況の中、我が国の石油精製業が引き続き、国際競争力を維持、強化していくためには、新たな需要を積極的に獲得するための迅速かつ積極的な脱炭素化に向けた投資への後押しが必要である。今後、こうした投資を後押ししていくためには、事業適応を促していく必要がある、この観点から本指針を策定し、その基本的方向性を示すこととする。

三 事業適応に関する基本的方向性

製品の製造段階から燃焼までのいわゆるライフサイクルで脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を進める企業に対し幅広く政策措置を講

定供給を確保していくためのレジリエンス強化を図りつつ、事業環境の変化に対応するため、これまで以上に、事業基盤の再構築、製油所のグリーン化、新たな燃料の供給等に取り組む必要がある。

本指針は、事業環境の変化に対応するための今後の石油精製業の基本的方向性を示すことで、我が国の石油精製業の事業適応の促進に寄与するために策定するものである。

三 事業適応に関する基本的方向性

石油の国内需要の減少や国際競争の激化、新型コロナウイルス感染症に伴う需要減少等が生じる中、我が国の石油精製業は、これまで以上に競争

じる。また、法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品のうち燃料（以下単に「燃料」という。）については、二千五十年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に對応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を行い、その生産及び販売を拡大する計画を認定するものとする。

イ（略）

力を高めることが必要である。そのため、引き続き、製油所の大雨・高潮対策といった災害へのレジリエンス強化を図りつつ、石油精製事業者同士の連携等も含めた生産性向上・競争力強化や新事業展開、製油所のグリーン化、新たな燃料の供給等に取り組む必要がある。特に、二千五十年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業が、既存アセットや人材、ネットワーク、安全に係るノウハウ等の強みを活かし、製油所の省エネ化（高効率化）・脱炭素化の取組を進めるとともに、水素や合成燃料等の新たな燃料供給の中心的役割を果たすことが必要である。

イ（略）

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

(1) 石油精製業のライフサイクルでの温室効果ガス排出削減に向けた取組

二千五十年カーボンニュートラルの実現に向けて、石油精製業全体として、製品の製造段階から燃焼までのいわゆるライフサイクルでの温室効果ガス排出削減に取り組む必要がある。

また、燃料については、二千五十年のカーボンニュートラルの実現に向け、今後の

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的方向性

(新設)

二千五十年カーボンニュートラルに向けて、石油精製業は石油精製プロセスの更なる省エネ化（高効率化）に取り組むとともに、脱炭素燃料を活用するなどして、製油所のグリーン化に取り組む必要がある。また、水素や合成燃料などの新たな燃料供給ニーズに対応していく必要がある。

石油精製プロセスの省エネ対策については、従来から取り組んできたところであるが、二千

我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものであるため、これらに関する国内投資を積極的にを行い、その生産及び販売をしていくことが必要である。

五十年カーボンニュートラルに向けて、例えば、高効率熱交換器の導入による熱の有効利用、高度制御機器の導入による運転条件の最適化、蒸気タービンから高効率モーターへの置き換え、などの省エネ対策に一層取り組むことが必要である。

また、製油所において、CO₂フリー水素の活用、自家発電の再エネ化、トッパーや分解装置におけるボイラーの脱炭素燃料の活用など、製油所の脱炭素の取組を行うことが必要である。さらに、廃プラ焼却時のCO₂排出削減に向けて、精製プロセスにおいて廃プラ等をリサイクルする取組も行うことが必要である。

さらに、二千三十年半ばの自動車の電動化、航空（ＩＣＡＯ）・海運（ＩＭＯ）規制等が、石油需要減少を加速させる要因になっているが、石油精製業にとっては、こうした運輸分野への新たな燃料供給の機会と捉えるべきである。石油精製業は、既存の燃料インフラや、これまで培ったネットワーク、人材を活かして、水素、燃料アンモニア、合成燃料、バイオ燃料等の新燃料供給にチャレンジするための構造改革やイノベーションに取り組むことが重要である。特に、二酸化炭素と水素を合成して製造される合成燃料は、ガソリン、軽油、ジェット燃料、重油などの石油製品を代替する脱炭素燃料

(2) サプライチェーン全体への裨益を実現するための取組

燃料は航空会社の脱炭素化に資するだけでなく、航空機に搭乗する旅客又は搭載する貨物に係る事業者の脱炭素化にも貢献するなど、幅広い経済波及効果が期待される。経済波及効果を安定的なものとする

として期待されており、商用化に向けて、積極的に研究開発・実証に取り組む必要がある。

上記の方向性に沿った取組を進めていくことで、カーボンニュートラルへの移行の中でも、石油精製業は引き続きエネルギー供給の中心的な役割を果たしていく必要がある。

(新設)

るという観点から、燃料の安定供給に努めること及びサプライチェーンにおける適正な取引環境を確保することが必要である。

(3) 主要市場・成長市場における持続的な需要獲得に向けた取組

今後の我が国の石油産業が、国際競争力を維持・強化していくためには、燃料や合成燃料などの次世代燃料への転換など、エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた取組を通じて、市場を創出していくことが必要不可欠である。

そのため、本取組を実施する事業者においては、グローバル市場獲得に向けた方針

(新設)

等を策定することが重要である。その際、グローバルの市場環境や各国政府動向など幅広く分析したうえで、事業適応計画を実施するとともに、当該事業適応計画の実施期間の終了後においても、同計画に基づく取組を継続し、又は、更なる拡大に向けた取組を行うことに留意する。

(4) その他の取組

(サイバーセキュリティの確保)

昨今、複雑化・巧妙化したサイバー攻撃の脅威が増大する中、対策が手薄になりがちな自社内の工場や海外拠点等が被害を受ける等の事案が発生しているところ、万一

(新設)

サイバー攻撃で事業が停止した場合、物資の安定供給を確保できなくなるおそれがある。このような状況を踏まえると、自社内全体を俯瞰したサイバーセキュリティ対策の必要性が増しており、サイバーセキュリティの確保がサプライチェーンの維持ひいては石油製品の安定的な供給のために不可欠な要素となっている。このため、本制度の運用に当たっては、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、平素から内閣サイバーセキュリティセンター等関係部局との連携・情報共有に努め、必要に応じ、事業者自らサイバーセキュリティの確保に

向けた方針について示し、事業適応計画の
実施期間においてこれらを継続して実施す
ることが重要である。

(経済活動における人権の尊重)

経済活動における人権の尊重が国際的に
も重要な課題となっており、今後、より一
層、重要性を増していくものと考えられ
る。そのため、我が国として「ビジネスと
人権」に関する行動計画を着実に実施して
いるほか、「責任あるサプライチェーン等
における人権尊重のためのガイドライン」
について、「ビジネスと人権に関する行動
計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連

絡会議」において決定・公表がなされている。こうした背景を踏まえ、事業適応計画の実施に当たっては、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権尊重の取組を実施し、その方針について示すことが重要である。

四 事業適応計画に対する政策措置に関する指針

産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応の主務大臣の認定を受けるに当たっては、前述の基本的方向性に則り、以下を要件とする。

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応による生産性の向上

（新設）

燃料の生産を行うための設備の投資に関し、次のいずれにも適合することを要件とする。

① 五百億円以上の初期投資を実施すること。

② 投資対象は年産十万キロリットル以上の生産能力を有する生産設備とすること。

③ 燃料のジェット燃料油に対する温室効果ガス排出削減量を十パーセント以上としていること。

④ ③で規定される値に、燃料のジェット燃料油に対する混合割合上限の値を乗じて算出される値は、五パーセント以上としていること。

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応による
産業競争力基盤強化商品の生産及び販売

次のいずれにも適合することを要件とする。

加えて、産業競争力基盤強化商品である燃料の
生産及び販売に当たっては、原則として、常温
に換算した数量によるものとするが、現実の取
引等の数量が見掛けの数量によっている場合に
は、当該数量によることとしてもさしつかえな
い。

① 事業の透明性確保に努めていること。その
際、国外からの過度な支援の重複を避けるこ
と。

② 燃料の生産事業に関し、付加価値の創出を実現するための取組の方針及び当該事業適応を行う事業所において達成する各事業年度の付加価値率の目標値について示していること。その際、事業適応計画終了年度における付加価値率については、十パーセントを下限とする。

③ 燃料の生産及び販売を通じて、製造設備やノウハウの波及に向けた取組の方針について示していること。

④ 燃料の海外需要の獲得に向け、事業年度毎の数値目標を含む取組の方針について示していること。

⑤ 燃料の生産及び販売を通じて、航空分野のみならず他分野との連携の方針について示すこと及び他分野の脱炭素化に向けた取組の方針について示していること。

附 則

この告示は、令和七年三月二十五日から施行する。